本則に次の一条を加える。

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等）

第二十七条　法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。

2　法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。

別表中「技術地域」を「技術外国」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「無人航空機（ロ、第三号及び第四号」を「無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第四号及び第十三条」に改める。

第十条中「経済産業大臣は、」の下に「法（第六章及び第六章の三に限る。）及び」を加える。

本則に次の一条を加える。

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）

第十三条　法第六十九条の六第二項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までを除く。）及び同表の二から四までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（役務取引等）

第九条　第三条に規定する者については、法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項に規定する義務を免除する。

（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正）

第四条　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「受ける取引」の下に「又は行為」を加え、ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「第二十五条第一項第一号及び第二項」を「第二十五条第一項から第三項まで」に改め、「取引」の下に「又は行為」を加え、同号ニを同号ハとし、同号に次のように加える。

ニ　外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

第三条の二の見出しを「（法第二十五条第五項等の主務大臣）」に改め、同条中「第二十五条第三項及び第四項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改め、同条第一号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第五項」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同条第二号中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に、「第一条第一号ロ」を「第一条第一号ニ」に改める。

第三条の三中「取引」の下に「又は行為」を加える。

第四条中「、第六十九条の二」を削る。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第二十五条第一項第一号」を「第二十五条第一項」に、「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第六条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、「取引」の下に「又は行為」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令第十八条の八第一項の改正規定及び第二条中輸出貿易管理令第十条の改正規定（第六章の三に係る部分に限る。）は、平成二十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外務大臣　中曽根弘文
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十四号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者庁組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十五号

消費者庁組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項、第六十一条第一項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　特別な職（第一条―第三条）
第二章　内部部局（第四条―第十二条）
附則